

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（案）」に対して寄せられた御意見について

令和 8 年 4 月
厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課

標記について、令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 3 月 4 日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

＜パブリックコメントの対象の御意見＞

意見の概要	厚生労働省の考え方
大幅に上がる手数料は、どこに入りますか？	○手数料は検定機関が検定に要する費用を積算して設定しているものであり、検定機関に納付されます。
額が高くなりすぎであるように思われるのであるが、その必然性についての説明が無いように思われる。 このような大きな額向上についての事由が不明であるので、賛成を行なえない。	○手数料は検定機関が検定に要する費用を積算して設定しているものです。 ○ご指摘については、今後の施策の参考とさせていただきます。

以上